魅力ある職場づくりに取り組む保育事業主の皆さまへ

職場定着支援助成金のご案内

~雇用管理制度助成コース(短時間正社員制度)、 保育労働者雇用管理制度助成コース~

[1] 雇用管理制度助成コース(短時間正社員制度)

保育事業主が新たに短時間正社員制度を導入・実施し、労働者の離職率の低下に取り組 んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場 の創出を目的としています。

助成金の概要

A

制度導入助成:10万円(※短時間正社員制度のみ導入)

保育事業主が、新たに短時間正社員制度を導入、実施した場合に**制度導入助成10万円**を支給します。

※当該制度とは別に①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度の雇用管理制度を併せて新たに導入した場合は、1制度につき10万円を支給します(合わせて最大50万円)。

В

目標達成助成:57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)

Aに加え、離職率に関する目標を達成した場合に、**目標達成助成57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)**を支給します。

短時間正社員の定義、離職率に関する目標、生産性要件及びその他要件等の詳細については、 厚生労働省 H P をご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

◆インターネットでの検索

職場定着支援助成金

検索

助成金の対象となる短時間正社員制度

- 1. 事業主が雇用している労働者または新たに雇い入れる労働者を短時間正社員とする制度を新たに導入であること。
- 2. 当該制度が実施されるための合理的な条件が労働協約または就業規則に明示されていること。
- 3. 雇用管理制度整備計画期間内に退職が予定されている者のみを対象とするものでないこと。

助成金支給までの流れ

1 雇用管理制度整備計画(以下「計画」という。)の作成・提出

(提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出)

2 認定を受けた①の計画に基づく**短時間正社員制度を整備し、当該制度に基づく処遇を実際に実施**

(合理的な理由条件(短時間正社員制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続等)が労働協約または就業規則に明文化され、対象労働者に実施することが必要)

3 A 制度導入助成の支給申請 【提出期間】計画期間終了後 2 か月以内 制度導入助成の支給

(計画が認定された場合でも、各申請時に支給要件を厳正に審査の上、支給・不支給を決定します。)

B 目標達成助成の支給申請 【提出期間】算定期間(計画期間終了後12か間) 終了後2か月以内



厚生労働省・都道府県労働局・八ローワーク

LL291201雇企04

Ⅲ 保育労働者雇用管理制度助成コース

保育分野における人材不足を解消するため、<u>保育事業主が保育労働者の職場への定着の</u> 促進に資する賃金制度の整備・実施を通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に 助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目 的としています。

助成金の概要

▲ 制度整備助成:50万円

保育事業主が保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備)を行い、実施した場合に**制度整備助成(50万円)**を支給します。

目標達成助成(第1回):57万円

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後**に目標達成助成(第1回)(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円))**を支給します。

目標達成助成(第2回): 85.5万円

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成(第2回)(85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円))**を支給します。

離職率に関する目標、生産性要件及びその他要件等の詳細については、 厚生労働省HPをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

◆インターネットでの検索

職場定着支援助成金

検索

助成金の対象となる賃金制度

助成金の対象となる賃金制度とは、保育労働者の職場への定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるもの(一労働者に対して単一の額を定めるものを除く。)をいいます。

原則として、雇用する全ての保育労働者について適用されている必要があります。

助成金支給までの流れ

【**1 保育賃金制度整備計画(以下「計画」という。)**の作成・提出

(提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出)

② 認定を受けた①の計画に基づく**制度を整備し、すべての保育労働者に実施**

(労働協約または就業規則に明文化することが必要。 また、全ての保育労働者(パートなど非正規労働者を含む。)に実施することが必要)

3 A 制度整備助成の支給申請 (提出期間) 計画期間終了後の2か月以内 3)>> 4 制度整備助成の支給

(計画が認定された場合でも、各申請時に支給要件を厳正に審査の上、支給・不支給を決定します。)

5 B 目標達成助成(第1回)の支給申請 [提出期間] 第1回算定期間(計画期間終了後12か月間)終了後2か月以内

))) 6 目標達成助成(第1回)の支給

7 C 目標達成助成(第2回)の支給申請 【提出期間】第2回算定期間(第1回算定期間終了後24か月間)終了後2か月以内

職場定着支援助成金には上記以外にも、魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆様にご利用いただける、介護事業主の皆様を対象とした「介護福祉機器助成コース」、「介護労働者雇用管理制度助成コース」があります。

手続きなどの詳細、詳しい支給のための要件、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局におたずねください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL291201雇企04